

取締役会の実効性確保

当社は、社外を含む全ての取締役および監査役に対して、取締役会事務局が、毎年一回、取締役会の実効性についてのヒアリングを行い、取締役会の役割・責務・審議状況、実効性向上の機会など、複数の観点から評価を行った上で当該結果を取締役に報告しております。2019年度につきましては、昨年度評価の高かった取締役の構

成、議論のしやすさに加え、付議・報告案件の適切性、社外役員への情報提供等においても高評価がされたことから、実効性の向上が認められたものと判断しております。一方で改善すべき課題も残されており、さらなる実効性の向上を図るべく施策を検討し、継続的に改善を進めてまいります。

高評価項目

- ・取締役会の人員・構成・社内と社外の比率
- ・活発な議論ができる雰囲気
- ・付議議題の絞込みによる重要案件に対する議論の充実
- ・社外役員への取締役会審議に必要な情報提供、支援体制

改善が必要な項目

- ・中長期目線で取り組むべき課題の見える化と、それらに対する戦略議論の充実
- ・喫緊課題に対する処置の時期(早期化)
- ・取締役会資料の分かりやすさ(議案上程の背景・全体像・事業戦略等との関係性)
- ・取締役会以外での社内取締役と社外取締役の議論、情報交換などの機会の確保

役員報酬等について

役員報酬は、企業価値の持続的向上を図るインセンティブ等として適切なものであるべきとの考え方にに基づき、固定報酬である「月額報酬」と、業績連動報酬である「現金賞与」(短期インセンティブ)および「株式報酬」(長期インセンティブ)により構成し、月額報酬の水準は、職責や経験、および他社の動向を反映させた報酬としております。月額報酬(固定報酬):現金賞与(短期インセンティブ):株式報酬(長期インセンティブ)の割合が、基準額で概ね70%:20%:10%程度となるよう設定しております。

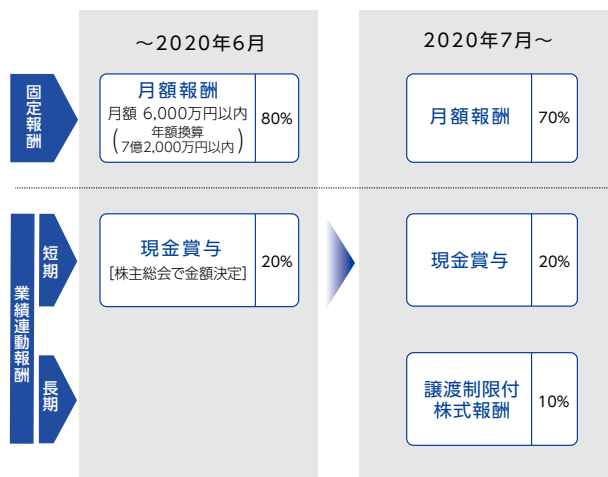
なお、社外取締役・監査役は独立した立場で経営の監督、監視を担うため固定の月額報酬のみとしております。

現金賞与は各期の連結業績利益をベースに、配当、従業員の賞与水準、他社動向および中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案しております。

株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして位置付けるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的に、譲渡制限付株式報酬を導入しています。

取締役の月額報酬と賞与の報酬総額は、年額6億5千万円以内(うち社外取締役分 年額6千5百万円以内)、社外取締役を除く取締役の譲渡制限付株式の報酬総額は、年額1億円以内と、いずれも2020年6月12日定時株主総会で決議されております。

取締役報酬制度



役員報酬等

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数(人)
		月額報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	355	282	73	7
監査役 (社外監査役を除く)	76	76	-	2
社外役員	67	67	-	6

※賞与については、当事業年度における引当金繰入額です。